概要

審査請求人(以下「請求人」という。)に発症した上肢の傷病は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成○年頃から大工として勤務していたが、切り倒した木をチェーンソーで切る作業中に、肘から背中にかけて痛みが生じ、右肩関節を負傷した。その後、接骨院等を受診したが症状が改善しないため、A病院を受診したところ、「右肩関節周囲炎」と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

勤務中に右肩を痛めたが、すぐに病院で精密検査を受けなかったため、右肩関節周囲炎と診断された。しかし、痛みが増し、仕事にも支障が生じたため、MRI検査をしたところ、右肩腱板断裂との診断がでたものであることから、監督署長の決定は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- (1) 請求人が行っていた作業は、事業場の業務として行っていたものであり、業務遂行性が認められる。
- (2) A病院医師は、「外傷後に生じた肩関節周囲炎」と診断しているが、請求人は作業について、腕を捻ったりすることもなく、普段と変わったところはなかったものの痛みを生じた旨の申述をしており、また、B病院医師は「大きな外傷もなく、日常生活でも発生する肩関節周囲炎であり、業務との因果関係は少ないと思われる。」と所見している。
- (3) 以上から、請求人に生じた本件傷病は、災害的な要因もなく発症したものであり、業務との因果関係は認められない。

4 審査官の判断

- (1) 請求人は、チェーンソーの作業中に右肩関節を負傷し、A病院を受診したところ、「右 肩関節周囲炎」と診断され、その後、痛みが引かないため、C病院を受診したところ「右 肩腱板断裂」と診断されたものである。
- (2) A病院では、「肩関節、右肩関節周囲炎」と診断され、治療内容からみても、請求人の右肩部に、明確な負傷があったものとは認められないが、C病院では「右肩腱板断裂」と診断されており、災害発生時に、請求人の右肩部に急激な力の作用が生じたものと考えられる。

(3) A病院医師は、因果関係について、「傷病は、外傷後に生じた肩関節周囲炎と思われる。」と所見し、手術を行ったC病院医師は、「辣上筋腱の断裂に対し修復術を行った。断裂は3センチ程度の中断裂。」と所見しているが、これらの意見を参考としたD病院医師は、「初診時のX-Pにて、腱板断裂も考慮されなければならない。したがって、最初の木を切る動作以後に肩に対する外傷がなければ、この時に腱板を断裂したものと考えて差し支えないものと考えられる。」と所見しており、災害性の原因がなければ腱板断裂が生じないと意見している。

また、A病院の診療録及びC病院の入院カルテからも、当初の負傷以外の外傷は確認できない。

- (4) 以上のことから、本件傷病は、当初から腱板断裂が疑われるべきであり、総合的に判断 したD病院医師の意見から、災害性の原因により生じたものと認められる。
- (5) したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されなければならない。